



2024年4月2日

各位

会社名 日本郵政株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 増田 寛也
(コード番号：6178 東証プライム)
問合せ先 経営企画部 I R室 (TEL. 03-3477-0206)

(訂正)「令和6事業年度事業計画の認可について」の一部訂正について

2024年3月29日に公表いたしました「令和6事業年度事業計画の認可について」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訂正理由

「令和6事業年度事業計画の認可について」の公表後に、記載内容の一部に誤りがあることが判明したため、これを訂正するものです。

2. 訂正内容（訂正箇所には下線を付しております。）

日本郵政株式会社の事業計画 別紙1（要請事項）

【訂正前】

(省略)

- 2 リアルな拠点を通した公共の福祉への貢献との公的役割を踏まえ、ユニバーサルサービスをあまねく全国で確実に提供し、郵便・物流サービスのスピードと質の向上並びにかんぽ生命の営業の推進、地域住民のニーズに応えた商品の提供及び地域拠点の活用を進めること。

(省略)

- 6 障害者雇用、女性の活躍推進及び男性育休取得の更なる推進等のワークライフバランスの確保等のダイバーシティの推進や「2050年カーボンニュートラルの実現」に向けた環境問題への取組等を積極的に実施すること。

(省略)

【訂正後】

(省略)

- 2 リアルな拠点を通じた公共の福祉への貢献といった公的役割を踏まえ、ユニバーサルサービスをあまねく全国で確実に提供し、郵便・物流サービスのスピードと質の向上並びにかんぽ生命の営業の推進、地域住民のニーズに応えた商品の提供及び地域拠点の活用を進めること。

(省略)

- 6 障害者雇用、女性の活躍推進及び男性育休取得の更なる推進等のワークライフバランスの確保等

のダイバーシティの推進や「2050年カーボンニュートラル実現」に向けた環境問題への取組等を積極的に実施すること。

(省略)

日本郵便株式会社の事業計画 別紙2 (要請事項)

【訂正前】

(省略)

- 2 リアルな拠点を通した公共の福祉への貢献との公的役割を踏まえ、ユニバーサルサービスをあまねく全国で確実に提供し、郵便・物流サービスのスピードと質の向上並びにかんぽ生命商品の営業の推進、地域住民のニーズに応えた商品の提供及び郵便局の地域拠点としての活用に努めること。

ユニバーサルサービスの維持のため、利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施し、収益力を強化すること。

(省略)

- 4 委託先企業との価格交渉や価格転嫁について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿って積極的に協議・相談に応じ、適正な条件での契約により業務を実施するとともに、社員の勤務環境の改善に努めること。

また、いわゆる「2024年問題」を含め、郵便・物流に関わる要員不足の問題に対応するため、現場の勤務環境に配慮しつつ、他の物流事業者との協業や適正な要員配置等により、郵便・物流サービスの確実な提供に支障が生じないように、体制の構築に取り組むこと。

- 5 郵便局ネットワークを活用し、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)の改正により取扱可能となったマイナンバーカードの交付等に係る事務の実施を含む、マイナンバーカードの普及・活用の促進や行政サービス窓口としての役割等、公的地域基盤と連携した公共性の高い業務や地方活性化に積極的に取り組むこと。

(省略)

【訂正後】

(省略)

- 2 リアルな拠点を通じた公共の福祉への貢献といった公的役割を踏まえ、ユニバーサルサービスをあまねく全国で確実に提供し、郵便・物流サービスのスピードと質の向上並びにかんぽ生命商品の営業の推進、地域住民のニーズに応えた商品の提供及び郵便局の地域拠点としての活用に努めること。

ユニバーサルサービスの維持のため、利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施し、収益力を強化すること。

(省略)

- 4 委託先企業との価格交渉や価格転嫁について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿って積極的に協議・相談に応じ、適正な条件での契約により業務を実施するとともに、社員の勤務環境の改善に努めること。

また、いわゆる「2024年問題」を含め、郵便・物流に関わる要員不足の問題に対応するため、現場の勤務環境に配慮しつつ、他の物流事業者との協業や適正な要員配置等により、郵便・物流サー

ビスの確実な提供に支障が生じないよう、体制の構築に取り組むこと。

- 5 郵便局ネットワークを活用し、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）の改正により取扱可能となったマイナンバーカードの交付等に係る事務の実施を含む、マイナンバーカードの普及・活用の促進や行政サービス窓口としての役割等、公的地域基盤と連携した公共性の高い業務や地方活性化に積極的に取り組むこと。

（省略）

以 上